

富山県環境教育等行動計画（仮称）の策定について

1 趣旨

平成 18 年 3 月に定めた富山県環境教育推進方針を見直し、富山県環境教育等行動計画（仮称）を策定するもの。

2 策定理由

- 新たな課題^{*}への対応を盛り込んだ法改正（平成 23 年 6 月：下記 3 の③）が行われ、都道府県で「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画」の策定が努力義務とされたこと。

※新たな課題

- 環境を軸とした成長を進める上で、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働がますます重要になっている。
 - 国連「持続可能な開発のための教育の 10 年（ESD）」の動きや、学校における環境教育の関心の高まりなどを踏まえ、自然との共生の哲学を活かし人間性豊かな人づくりにつながる環境教育をなお一層充実させることが必要。
 - 国の基本方針の策定に当たって、環境教育等の推進に関する国際的な連携の確保に配慮しなければならないと法に規定。（都道府県は国の基本方針を勘案して行動計画を作成することが規定されている。）
- 本年 5 月に開催された「2016 北東アジア自治体環境専門家会合 in とやま」で採択された「2016 とやま宣言」において、北東アジアの各自治体が、青少年等の「環境教育の推進」に取り組むこととされたこと。

3 経緯

①H15.7 「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律」制定

- 都道府県は、自然的社会的条件に応じた環境保全の意欲の増進及び環境教育の推進に関する方針、計画等を作成し、及び公表するよう努めるものとする（第 8 条）

②H18.3 「富山県環境教育推進方針」策定

（環境審議会に諮問し、環境教育小委員会で審議し策定）

③H23.6 改正法「環境教育等による環境保全のための取組の促進に関する法律」制定

- 新たに、協働取組の推進を法目的に追加
- 都道府県は、自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画を作成するよう努めるものとする（第 8 条）
- 行動計画の作成のため、環境教育等推進協議会を組織できることとされ、県、教育委員会、学校教育・社会教育関係者、県民、民間団体、学識経験者等をもって構成することとされている。（第 8 条の 2）

④H28.7 富山県環境教育等行動計画（仮称）の策定について、環境審議会に諮問